

令和8年第3回那珂川町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和8年6月2日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1 号 令和7年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（町長提出）
- 日程第 6 報告第 2 号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について（町長提出）
- 日程第 7 議案第 1 号 人権擁護委員の推薦意見について（町長提出）
- 日程第 8 議案第 2 号 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について（町長提出）
- 日程第 9 議案第 3 号 那珂川町体育施設条例の一部改正について（町長提出）
- 日程第10 議案第 4 号 令和8年度那珂川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議決について（町長提出）
- 日程第11 議案第 5 号 財産の取得について（町長提出）
- 日程第12 議案第 6 号 財産の取得について（町長提出）
- 日程第13 議案第 7 号 財産の取得について（町長提出）
- 日程第14 議案第 8 号 馬頭公園展望施設新築工事請負契約の締結について（町長提出）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	鈴 木 隆 宏	2 番	稲 沢 行 生
3 番	薄 井 亮	4 番	岡 幹 郎
5 番	福 田 浩 二	6 番	川 俣 義 雅

7 番 小 川 正 典
9 番 益 子 明 美
1 1 番 大 金 清

8 番 鈴 木 繁
1 0 番 川 上 要 一

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	益 子 純 恵	副 町 長	小 松 重 隆
教 育 長	吉 成 伸 也	総 務 課 長	加 藤 博 行
企画財政課長	横 山 和 則	税 務 課 長	金 子 洋 子
住 民 課 長	益 子 利 枝	生活環境課長	久保寺 康 之
健康福祉課長	谷 田 克 彦	子 育 て 支 援 課 長	加 藤 啓 子
建 設 課 長	藤 田 寿 彦	産業振興課長	杉 本 篤
農 業 委 員 会 長	星 善 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	星 学
農 事 務 局 長		生涯学習課長	田 角 章
学 校 教 育 課 長 補 佐	熊 田 則 昭		
上 下 水 道 課 長	高 野 曜 路		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 邊 康 行	書 記	仲野谷 智 子
書 記	小 森 亮 利		

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（大金 清） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第3回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（大金 清） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大金 清） 本日の議事日程につきましては、手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大金 清） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、薄井 亮議員及び4番、岡幹郎議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大金 清） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から4日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から4日までの3日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大金 清） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、請願及び陳情の取扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があり、受理したものは陳情2件であります。

これらの陳情の取扱いにつきましては、去る5月25日の議会運営委員会で審議した結果、「議長預かり議員配布文書表」のとおり議長預かりとし、一般文書として議員全員に写しを配付することといたしました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告いたします。

詳細は、お手元に配付した報告書のとおりですが、主なものを申し上げます。

3月14日、改修工事が進められておりました、馬頭広重美術館の開館25周年及びリニューアルオープン記念式典が行われ、議員各位にも出席をいただいたところであります。

美術ファン、また建築ファンを魅了するだけでなく、「人と文化が輝く 子育て・教育のまちづくり」に向けての拠点として、町民に親しまれる美術館であり続けることを期待しております。

4月6日から15日までの間、春の交通安全県民総ぐるみ運動が展開され、議員各位にも朝夕の街頭監視活動にご協力をいただきました。

日頃から、交通事故に遭わない、起こさないために、安全運転の意識の普及や高揚に努めなければならないと思っております。

5月26日、全国町村議会議長会主催の議長・副議長研修会、27日には、栃木県町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、私と薄井副議長で出席いたしました。

研修では、全国から約2,100名の町村議長と副議長が参加し、地方創生、地方未来戦略のほか、自然災害への対応などについて、講義を受けてまいりました。

最後に、3月定例会以降、議長への報告があった各委員会の開催、監査の報告については、お手元に配付した報告書のとおりですが、概要について報告いたします。

総務産業常任委員会は2回、教育民生常任委員会は1回、委員会を開催いたしました。

議会広報特別委員会については、議会だより第83号と臨時号の編集等のために6回開催いたしました。

議会運営委員会については、定例会の運営協議などのため、1回開催しました。

さて、町議会では5月7日に臨時会を開き、新しい体制を組織いたしました。今期定例会が改選後最初の定例会となります。議会活動が本格的に開始することになります。

町民の皆様に寄り添い、小さな声を聞き取る議会を目指すほか、議員一人一人が自己研さんに努め、わくわくするまちづくりに向けて、全力で働いてまいりたいと考えております。

町民の皆様及び執行部におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（大金 清） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許します。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） 皆様、おはようございます。

令和8年第3回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

6月に入り、これから本格的に大雨等による災害の発生しやすい時期となりますが、5月29日から新たな防災気象情報の発表が開始されました。既に新聞等で報道がなされ、町からもホームページやケーブルテレビ、公式LINE等で案内をしているところですが、内容を確認いただきまして、有事の際には速やかな対応ができますよう、心がけていただきたいと思います。また、気象庁の発表では、向こう3か月の気温予測は全国的に高いと報道されて

おります。先月には、県内でも真夏日を記録した地域があることから、早めの熱中症対策にも心がけていただきたいと思います。

5月14日に上三川町で発生した強盗殺人事件を受け、19日に栃木県知事、栃木県市長会長、栃木県町村会長の連名で、県民一人一人の防犯対策の強化のお願いとして緊急アピールが発出されました。町内においても、不審な電話がかかっている事案もあるようですので、より一層の防犯対策の強化に努めていただきたいと思います。

国においては、毎年7月を、社会を明るくする運動の強化月間と指定し、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な啓発活動を展開しております。本運動のシンボルである「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」を広く普及させるため、今期定例会において議員の皆様のご協力をいただき、黄色い羽根を着用させていただきました。

町といたしましても、町民の皆様の安全安心を守るための対策に努めてまいりますので、ご理解ご協力をくださいますようお願いを申し上げます。

それでは、3月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

3月10日に馬頭中学校及び小川中学校で、19日には馬頭小学校、馬頭東小学校、小川小学校の各小学校で卒業式が実施されました。

3月14日、馬頭広重美術館開館25周年及びリニューアルオープン記念式典が実施されました。多くの皆様にご出席いただき、美術館の新たな門出を共にお祝いできたことに感謝を申し上げます。

3月18日、地域おこし協力隊活動報告会が実施されました。3名の隊員がそれぞれのミッションの成果を報告し、来場された多くの方との交流を図りました。

3月19日、栃木県内11町における道の駅等を活用した災害時の相互支援に関する協定締結式が実施されました。この協定は、各町が有する道の駅を、平時の交流拠点としてだけでなく、災害時の防災拠点としても機能させ、栃木県内11町が広域的に助け合える体制を整えることを目的としたものです。

4月6日から15日までの春の交通安全運動期間における街頭指導において、議員の皆様や交通安全協会の皆様などのご協力により、町民の皆様に安全運転を啓発することができました。

4月9日、馬頭中学校及び小川中学校で、翌10日には馬頭小学校、馬頭東小学校、小川小学校の各小学校で入学式が実施されました。

4月24日、行政区長連絡協議会総会が、役場会議室で開催されました。

行政区長の皆様には、行政運営において町と各行政区をつなぐ要として、日頃よりご協力
いただいておりますことに、感謝を申し上げます。

5月16日に小川中学校で、30日に馬頭中学校でそれぞれ体育祭が実施されました。

5月24日に議員の皆様にもご臨席を賜り、消防団夏季点検が小川運動場で行われ、有事の
際には万全の体制で対応できるよう、日頃からの点検や訓練の成果を確認いたしました。

終わりに、本定例会には、報告事項のほか、条例改正、人事案件、補正予算など計8議案
を提出しております。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。

○議長（大金 清） 以上で、行政報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 日程第5、報告第1号 令和7年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計
算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました報告第1号 令和7年度那珂川町一般会計繰越
明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

繰越明許費につきましては、令和8年第1回議会定例会において承認、議決をいただいた
もので、地方道路交付金事業や物価高騰対策対応重点支援、地方創生臨時交付金事業など、
令和7年度内に完了できなかった事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に
基づき、繰越計算書を議会に報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大金 清） 企画財政課長。

○企画財政課長（横山和則） 補足説明を申し上げます。

令和7年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、子育て応援手当支給事業は、令和7年9月30日時点で、児

童手当を受給している方を対象に、児童1人当たり2万円を支給する事業にかかる経費として、285万7,000円を繰り越したもので、財源は全額が国庫支出金であります。

5款農林水産業費、1項農業費、新基本計画実装・農業構造転換支援事業は、那須南農業協同組合の青果物集出荷場の再編整備にかかる経費として、3,960万9,000円を繰り越したもので、財源は県支出金が3,438万5,000円、一般財源が522万4,000円であります。

6款商工費、1項商工費、物価高騰対応生活応援商品券事業は、物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため、町民1人につき1万5,000円分の、町内の商店等で使用できる商品券を支給する事業にかかる経費として、2億1,850万円を繰り越したもので、財源は国庫支出金が1億9,860万円、一般財源が1,990万円であります。

7款土木費、1項土木管理費、住宅・建築物耐震改修事業費は、住宅建築物耐震建替補助にかかる経費として220万円を繰り越したもので、財源は国庫支出金が170万円、一般財源が50万円であります。

2項道路橋りょう費のうち、地方道路交付金事業は、町道上郷須賀川線及び町道薬利後沢線の道路改良に係る経費として、9,970万円を繰り越したもので、財源は国庫支出金が4,152万円、地方債が1,600万円、一般財源が4,218万円であります。

町道改良舗装事業は、町道金谷線及び町道小口長峰線の道路改良に係る経費として、4,388万9,000円を繰り越したもので、財源は地方債が2,610万円、一般財源が1,778万9,000円であります。

4項都市計画費、馬頭公園整備事業は、馬頭公園のトイレ整備にかかる経費として、2,334万円を繰り越したもので、財源は地方債が1,000万円、一般財源が1,334万円であります。

8款消防費、1項消防費のうち、ハザードマップ作成事業は、浸水想定区域の更新に伴うハザードマップの作成に係る経費として、481万8,000円を繰り越したもので、財源は国庫支出金が320万円、一般財源が161万8,000円であります。

Jアラート専用受信設備整備事業は、Jアラート専用受信設備の整備に係る経費として、540万円を繰り越したもので、財源は地方債が300万円、一般財源が240万円であります。

9款教育費、2項小学校費、スクールバス購入事業は、馬頭小学校のスクールバス購入に係る経費として、860万1,000円を繰り越したもので、財源は地方債が800万円、一般財源が60万1,000円であります。

5項保健体育費、馬頭運動場受変電設備改修事業は、馬頭運動場の受変電設備の改修に係

る経費として、3,500万円を繰り越したもので、財源は地方債が2,700万円、一般財源が800万円であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 報告が終わりました。

以上で、報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 日程第6、報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するのであります。

令和7年度第25期株式会社まほろばおがわの経営状況の概要は、入館者数は前期と同様の約12万8,000人で、売上高は約9,900万円となり、売上原価、販売費及び一般管理費、法人税等を差し引いた当期純利益は、約50万円であります。

今後も、入館者数及び売上高の増加を図るために、お客様の満足度を向上させ、何度も足を運んでいただけるような温泉施設を目指し、会社とも連携を図りながら、引き続き支援してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大金 清） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） 補足説明を申し上げます。

別紙資料に基づき、概要を説明させていただきます。

株式会社まほろばおがわは、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店等の経

営、不動産の管理業務等を行っております。

会社の経営状況については、第25期決算報告書をご覧ください。

まず、5ページをお開きください。

5ページ、貸借対照表の内訳ですが、資産の部、現金、預金、売掛金等の流動資産金額は1,008万7,454円、機械等の固定資産の金額は1,045万3,664円で、資産の合計金額は2,054万1,118円であります。

負債の部、買掛金等の流動負債及び固定負債を合わせた負債合計金額は1,036万1,691円であります。

次に、純資産の部、資本金は3,000万円、利益剰余金はマイナス1,982万573円で、うち繰越利益剰余金については、8ページをご覧ください。

8ページ、株主資本等変動計算書ですが、当期首残高繰越利益剰余金はマイナス7,032万7,770円に、当期純利益50万7,197円を加えたマイナス6,982万573円を、当期末繰越利益剰余金として計上しております。

5ページに戻ります。純資産の部の合計は、1,017万9,427円であります。

続きまして、6ページをご覧ください。

6ページ、損益計算書の内訳ですが、売上高は9,991万2,544円で、うち入場料及び回数券販売額は4,744万5,950円となっております。これから売上原価2,350万1,674円と、販売費及び一般管理費9,195万1,514円を差し引くと、1,554万644円の営業損失となり、営業外収益1,625万7,341円を加えると、71万6,697円の経常利益となり、法人税等を差し引きまして、50万7,197円の当期純利益でありました。

続きまして、7ページをご覧ください。

7ページ、販売費及び一般管理費の内訳ですが、人件費4,114万2,609円、経費5,080万8,905円で、合計9,195万1,514円であります。

次に8ページは、先ほど申し上げましたが、株主資本等変動計算書の内訳であります。

次に、9ページ、10ページでございますが個別注記表でありまして、次の11ページ、12ページは役員監査結果について記しております。13ページからは令和8年度第26期事業計画及び収支計画書でありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、川俣義雅議員。

○6 番（川俣義雅） 4 点質問したいと思います。

売上げが前の年に比べて約500万円増になっていますが、それは何が原因で売上げ増になった理由を教えてください。

それから2つ目は、入館者数と次年度の目標ですけれども、今まで何回か質問をしてきました。実際の入館者数と次年度の目標がおかしいのではないか、次年度の目標は入館者数よりも低いということで、何回もおかしいと質問してきました。昨年の報告と今年の報告を比べてみると、入館者は若干減っているんですね。しかし、目標の方は1万人増えているんです。それはどういうことなのか教えてください。

それから従業員の数なんですけれども、ここ3年間で20人、18人、23人と一定していないんですけれども、これはどういう理由なのかということ。

それから勤務時間について、社長である副町長のほうに何か訴えがあったかどうか。あったとしたら教えていただきたい。

以上です。

○議長（大金 清） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

まず1点目の売上高が伸びた理由なんですけれども、これにつきましては、昨年8月に温泉の入浴料、入場料の料金改定がございまして、500円だったところを600円、100円上げたのが主な原因かなと思っております。

続きまして、2点目の入場者数の設定ですね、計画値の12万人、今回の実数的には昨年と同じ人数なのに、計画値のほうでは11万人から12万人、1万人増した理由なんですけれども、これにつきましては、今後の伸びも含めてですね、あとは実数に近い数値ということで、12万人という計画値を設定させていただきました。

また続きまして、従業員の数が一定しないということなんですけれども、これにつきましては、経常的にまほろばおがわの従業員が少ない。本来であれば、例えば私が聞いているのは、レストラン部分については従業員がちょっと足りてないので、営業時間を短縮しているという話を聞いてますので、そういった意味でお辞めになられる方がいらっしゃって、従業員数が一定になっていないというのが現状でございます。

3 点までとさせていただきます。

○議長（大金 清） 副町長。

○副町長（小松重隆） 勤務時間の訴えがあったかというご質問ですが、訴えというよりは勤務時間に関しての相談は1件あったところです。

以上です。

○議長（大金 清） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 売上げ増の理由は、料金を500円から600円に上げたということで、そのことはきちんと、報告で言ってもらいたいと思うんですよ。そのことについて一言も触れてないので、これはやっぱりおかしいのではないかと思います。

それから、入館者数と目標との関係なんですけれども、今までは私たちが何回も低すぎるのではないかと、実際の目標がということを言ってきたんですよ。それに若干答えたという面はあるんでしょうか。そうでないと説明がつかないんですね。入館者は減っているんですから、減ってるのに目標を上げたということは、どういうことなのかということで、もう少し説明をお願いしたいと思います。

それから、従業員の数がかなり変動していますけれども、まほろばおがわとしては特にパートさんの人数ですね、女性のパートさんの人数がかなり変動していますけれども、何人必要というふうに思っているのでしょうか。

それから、勤務時間については相談があったということなんですけれども、差し支えなければ、どんな相談なのか教えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（大金 清） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

まず1点目の、計画値、目標値が従来から低かったのではないかというご指摘ですね。それにつきましては先ほども説明したとおり、実数に近い数値ということで、今回1万人上げて12万人という計画値を設定させていただきました。

またですね、担当人数の変動について、何人必要なのかというご指摘なんですけれども、それについては、具体的な数字についてはちょっと私の手元にないので、何とも言えないんですけれども、慢性的にパートの方が足りていないような話は聞いております。

以上でございます。

○議長（大金 清） 副町長。

○副町長（小松重隆） 先ほどの1件ですが、まほろばおがわにつきましては、勤務時間が昼

の部と夜の部ございます。その勤務体系についての相談であったかと思います。

以上です。

○議長（大金 清） 6 番、川俣義雅議員。

○6 番（川俣義雅） 入館者数と目標については、まったく説明になってないと思います。昨年度は、詳しい数字を言いますけれども、入館者は12万8,004人なんですよ。それで次の年の目標として11万と。今回の報告では、入館者数は12万7,856人、若干減っているんですね。目標のほうは12万ということで、増えていると。これは、実際に入った数と目標に近いということでは説明できない。去年との関係で私は聞いているので、説明できないというふうに思います。

それから、従業員の方が辞める人が多いということで、一定しないんだというお話がありました。辞めている理由、それから不足している理由は何かということをどう考えているのでしょうか。

それから、4 点目についての勤務時間については、私のほうの耳には、勤務時間を超えて働かされているという声が届いているということです。やはり、勤務時間はきちんと守らなければ法律違反になりますから、そのところは、再度きちんと調査していただきたいと思っています。

以上です。

○議長（大金 清） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

計画値、目標値の設定については、先ほどから答弁していますとおりですね、従来の人数等を考慮した上で設定いたしました。12万人、人数が減ってる、昨年幾らか実数がですね、若干減っているんだから、昨年の計画値から減った数字じゃないかというご指摘かもしれませんが、一応12万人を目標として、今回設定させていただいたというふうにご理解いただければと思います。

また、パートの従業員の変動についてですね、辞める理由とか不足の理由についてのご質問かと思うんですが、辞める理由については、それぞれ個人の理由があるかと思います。不足の理由については、募集してもなかなか集まらない。ハローワークとかですね、出してもなかなか集まらないというのが、実情かなと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（大金 清） 副町長。

○副町長（小松重隆） 私の方に相談があったのは、あくまでも昼と夜の勤務ということで、時間外の話につきましては、従業員のほうから直接相談を受けたことはございませんが、支配人等の中では、やむを得ず時間外勤務をお願いしているというケースはあるというような話は伺っております。

以上です。

○議長（大金 清） 他にありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第2号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 日程第7、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦にあたっては、人権擁護委員法第6条第3項において「町長は、市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」と定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております大金美江氏は、令和8年9月30日をもって現在の任期が満了となりますが、継続して大金美江氏を推薦したいと存じます。

大金美江氏は、令和2年10月1日から2期6年間、大変熱心にその職責を果たしてこられ、また、地域においても人望厚く、人格識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は現在、川上弘之氏、蓮見和恵氏、郡司広美氏、内田清美氏、渡辺富士雄氏、大金美江氏の6名であります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大金 清） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） お聞きしたいと思います。

この大金さんの経歴のところで、ちょっとどうしてなのかなというふうに思ったものですから、聞きたいと思います。

平成20年4月1日に谷川小学校、21年度は小川小学校。1年間で変わっていますが、これは学校が閉鎖されたということなのでしょうか。

それから、平成25年4月1日に馬頭西小学校、平成26年4月1日に那須烏山市立境小学校ということで、1年の勤務というふうになっていますけれども、これも閉校に伴うものなのでしょうか。

なかなか1年で勤務が変わるというのは大変なことなので、何か特別な理由があるかどうかということで、お聞きしました。

○議長（大金 清） ここで休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時43分

○議長（大金 清） 再開いたします。

教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまの質問にお答えをいたします。

議案書の職歴のところのですね、1年ごとに異動されている点でございますけれども、特に学校の統廃合の関連、それから何か特別な理由があつてということではございません。人事上の措置でございます。

特に、那須烏山市立境小学校の異動については、適応指導教室レインボーハウスの担当ということで異動して下さったので、その在籍校という措置でございます。

特にご指摘の点については、当たらないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大金 清） そのほか、質疑ありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 日程第8、議案第2号 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員に対して第二種初任給調整手当を整備したことに伴い、技能労務職員、企業職員及び会計年度任用職員に対しても同様の規定等を整備するため、関係条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜ります

ようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります、人事院勧告により月額給与水準が地域別最低賃金を下回る場合に、その差額を補填する第二種初任給調整手当が新設され、一般職員において整備されたことに伴い、技能労務職員、企業職員及び会計年度任用職員においても、同様の規定を整備並びに関係条例の文言を整理するため、所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、（1）那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、（2）那珂川町職員の修学部分休業に関する条例、（3）那珂川町職員の高齢者部分休業に関する条例、（4）那珂川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、（5）那珂川町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び（6）那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の以上6条例であります。

3、改正の内容であります、（1）那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例についてですが、1点目は、第2条、第3条及び第3条の2において、技能労務職員の給与の種類に、第二種初任給調整手当を追加するものです。

2点目は、第19条第1項第1号において、パートタイム会計年度任用技能労務職員の給与の種類に勤勉手当を追加するものです。

3点目は、第19条第1項第2号において、フルタイム会計年度任用技能労務職員の給与の種類に第二種初任給調整手当を追加、並びに地域手当及び勤勉手当を追加するものです。

（2）那珂川町職員の修学部分休業に関する条例についてですが、第3条において、給与の減額に第二種初任給調整手当に関する規定を追加するものです。

（3）那珂川町職員の高齢者部分休業に関する条例についてですが、第3条において、給与の減額に第二種初任給調整手当に関する規定を追加するものです。

2ページになります。

（4）那珂川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてですが、1点目は、第3条第1項及び第7条の3において、フルタイム会計年度任用職員の給与の種類に第二種初任給調整手当を追加するものです。

2点目は、第17条の2において、パートタイム会計年度任用職員の報酬が地域別最低賃金

に相当する額を下回る場合に、第二種初任給調整手当相当額を加算するものです。

その他については、文言の整理となります。

(5) 那珂川町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてですが、1点目は、第2条第3項及び第4条の2において、水道事業企業職員の給与の種類に第二種初任給調整手当を追加するものです。

2点目は、第20条第1項第2号において、フルタイム会計年度任用水道事業企業職員の給与の種類に第二種初任給調整手当を追加するものです。

(6) 那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてですが、1点目は、第2条第3項及び第4条の2において、下水道事業企業職員の給与の種類に第二種初任給調整手当を追加するものです。

2点目は、第22条第1項第2号において、フルタイム会計年度任用下水道事業企業職員の給与の種類に第二種初任給調整手当を追加するものです。

4、施行期日は、公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） 1点のみ、ご質問させていただきます。

この改正によって、対象になる人員等をお答えいただければと思います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

現在の那珂川町職員にあっては、会計年度任用職員に係る部分はあろうかというふう
に考えております。

以上でございます。

○議長（大金 清） そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第 2 号 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（大金 清） 再開いたします。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 日程第 9、議案第 3 号 那珂川町体育施設条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第 3 号 那珂川町体育施設条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和 8 年 3 月に策定しました、那珂川町社会体育施設再編計画に基づき、那珂川町健武体育館、那珂川町武茂体育館を用途廃止するため、所要の改正をするものであ

ります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金 清） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田角 章） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料の、那珂川町体育施設条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります、那珂川町社会体育施設再編計画に基づき、那珂川町健武体育館及び那珂川町武茂体育館の体育施設としての用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。

3、改正の内容であります、那珂川町健武体育館及び那珂川町武茂体育館の用途廃止に伴い、第2条では、当該施設の名称及び位置を削除するものです。

また、別表（第7条関係）では、当該施設の施設名、単位、使用料を削除するものです。

4、施行期日は、令和8年7月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） 1点、お伺いしたいと思います。

武茂体育館についてでございますけれども、現在行政区及び老人会でですね、年2回ほどしか使っていないわけですが、今後はこの使用が認められるのかどうか1点。認められた場合、照明等の使用についてはどうされるのか、有料なのか無料なのか、この点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（大金 清） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田角 章） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

現在ですね、武茂の行政区さんのほうで利用をされているかと思えます。こちらのほうの体育施設としての用途につきましては、廃止をさせていただきまして、行政財産から普通財産となり、総務課の方に移管となるような形となっておりますが、こちらのほうの利用につ

いては、今後、普通財産となって総務課のほうにですね、ご利用の申請をしていただくような形になってくるかと思います。

電気料等につきましても、こちらの方の廃止に伴いまして、総務課のほうに移管とさせていただきますが、そちらに対する使用料等につきましても、総務課のほうに移管とさせていただきますような予定となっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大金 清） 7 番、小川正典議員。

○7 番（小川正典） 今後7月1日以降、総務課に移管ということでございますけれども、これは総務課として、その年2回行政区等が使用する場合は、使用可能ということで考えてよろしいのかどうか、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

7月以降、総務課に普通財産として財産の移管がされてまいります。引き続き、ご利用いただけるというふうに考えているところでございます。

また、費用につきましても、当面の間は施設の維持といったところで継続をいたしますので、使用の規定に基づいてご申請をいただければ使えるような状態というふうに考えていただいて結構だと思います。

以上でございます。

○議長（大金 清） そのほかございませんか。

6 番、川俣義雅議員。

○6 番（川俣義雅） 2つの体育館は、今まで体育施設として地域の人たちに貸出ししてたと思うんですけども、その利用していた人たちとの話合いというか、説明というのは今まで持たれているんでしょうか。

○議長（大金 清） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田角 章） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

こちら2つの体育館のある行政区長さんのほうにも、事前に了解をいただきまして、その地区の全戸に用途廃止に向けての、今年度になってからなんですが、利用休止のチラシで周知をさせていただきまして、4月から使えないような状況になっておりますが、今回正式に用途廃止というような形を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大金 清） 6 番、川俣義雅議員。

○6 番（川俣義雅） 利用していた方たちが、例えば場所を変えて利用しようかというような、相談をしているのかなというふうに思いますけれども、廃止によって、いままで体育関係のいろんな活動をやってきた人たちが、活動が狭まると、ほかの体育館を使う場合にはちょっと遠くて、やりにくくなるというようなことが考えられるんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（大金 清） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田角 章） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

こちらのほうのですね、2つの体育館の利用につきましては、近年利用者のほうがかなり減っておりまして、健武体育館につきましては、令和7年度一度も利用がなかったというような状況でございます。同じく、武茂体育館につきましては、地元の町の行政区が1日利用したというような状況になっております。

今後も、利用者のほうの地区の方が利用したいというような方があった場合は、スポーツに関しては、他の体育施設のほうを紹介させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大金 清） そのほかございませんか。

9 番、益子明美議員。

○9 番（益子明美） 1 点だけ伺いたいと思います。

今後は、普通財産として総務課のほうに移管されますが、避難所としての指定がされておりますので、その機能維持はされると思うんですが、総務課のほうで普通財産となったときの、両体育施設の管理についてはどのようになっていくのか、お伺いいたします。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、健武・武茂の両体育館、議員ご指摘のとおり避難所として指定をさせていただいているところです。普通財産になりました以後も、当面の間は避難所指定ということで、そのまま維持をしていくということで考えているところでございます。

施設の老朽化、こういったことも検討しながら、状況を見ながら、避難所の指定、こういったものは再考していくところも考えなくてはいけないと思っておりますが、当面の間は、避難所として使えるような維持はしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大金 清） そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町体育施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 日程第10、議案第4号 令和8年度那珂川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第4号 令和8年度那珂川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、小川水処理センター内の機器の故障に伴う修繕費等に757万9,000円を計上するもので、その財源は当期純利益を充てることといたしました。

以上、下水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大金 清） 上下水道課長。

○上下水道課長（高野曜路） 補足説明を申し上げます。

補正予算書 3 ページをご覧ください。

補正予算実施計画によりご説明いたします。

収益的収入及び支出の支出であります。1 款下水道事業費用、1 項 2 目処理場費の補正額は 757 万 9,000 円の増で、小川水処理センター脱水機の故障に伴う修繕費及び修繕期間における代替え機器の賃借料を増額するものであります。

なお、支出の増額に対する収入につきましては、純利益から 757 万 9,000 円を充当することといたしました。

4 ページはキャッシュフロー計算書でありますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で、那珂川町下水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、補正予算書のページ数をお示してください。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第 4 号 令和 8 年度那珂川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 日程第11、議案第 5 号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第 5 号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防ポンプ自動車の更新に伴う財産の取得であります。

取得財産は、消防ポンプ自動車 1 台であります。

契約の方法は、指名競争入札により実施いたしました。

その結果、合資会社渡辺商店が落札し、2,650万740円で購入するものであります。

地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、入札経過書をご覧ください。

物品名は消防ポンプ自動車 1 台で、第 4 分団第 3 部久那瀬地区に配備するものであります。

指名競争入札により 4 社を指名し、4 月 24 日に入札を実施いたしました。

その結果は記載のとおりであり、最低入札者の合資会社渡辺商店を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は2,485万円であり、落札率は96.58%でした。

仮契約につきましては、5 月 8 日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札金額2,400万円に、消費税相当額240万円と、自動車重量税、自賠責保険料などの法定費用等10万740円を加えた、計2,650万740円が契約書記載金額となります。

契約の相手方は、栃木県小山市喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員、渡辺圭一です。

納入期限は令和9年3月10日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 日程第12、議案第6号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第6号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、公用自動車の更新に伴う財産の取得であります。

取得財産は、普通乗用車1台であります。

契約の方法は、指名競争入札により実施いたしました。

その結果、有限会社長谷川オートが落札し、717万1,830円で購入するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、入札経過書をご覧ください。

物品名は普通乗用車1台で、計画に基づき、公用自動車を更新するものであります。

指名競争入札により3社を指名し、4月24日に入札を実施いたしました。

開札の結果は記載のとおりであり、最低入札者の有限会社長谷川オートを落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は662万円であり、落札率は95.92%でした。

仮契約につきましては、5月8日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札金額635万円に、消費税相当額63万5,000円と、自動車重量税、自賠責保険料などの法定費用等18万6,830円を加えた、計717万1,830円が契約書記載金額となります。

契約の相手方は、栃木県那須郡那珂川町小川2884の1、有限会社長谷川オート、代表取締役、長谷川宏康です。

納入期限は、令和9年3月19日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

5 番、福田浩二議員。

○5 番（福田浩二） 議案第 6 号 財産の取得について、反対の討論をいたします。

果たして今、町長専用車が必要なのでしょうか。

当町における小・中学校で、唯一小川中学校だけスクールバスがないんですね。スクールバスに乗る条件の一つの 4 キロ以上の生徒が、小川中学校全生徒の中の 4 分の 1 がいると伺っております。

町長の公約の中で、子育て、教育に力を入れていたと思います。生徒の安心安全の通学のために、まずは生徒のスクールバスを考えていただきたい。

何が優先すべきことか考えていただいて、以上で討論を終わりにいたします。

○議長（大金 清） そのほかございませんか。

続いて、本案に対する賛成討論を許します。

6 番、川俣義雅議員。

○6 番（川俣義雅） 町長の公用車ということで使用するというのが、選挙のときに明らかになりました。

町長を乗せる車ですけれども、その公用車については、これはずっと年次計画で計画されてきたものというふうに思います。町長が求めて、まだ使えるものを新しくしろと言ったわけでもなんでもないというふうに理解します。

それから、スクールバスについてなんですが、確かに遠いところから通うというのは大変かもしれません。しかし、スクールバスでいいのかという論議も、また一方ではあるというふうに思います。子供たちの体力とか、それから安全面に気をつけながら登下校するという訓練とか、そういうものも含めて、保護者とか、学校とか、子供たちとかに意見を聞くべきだと思います。それを乱暴に、町長公用車とスクールバスと対比して、スクールバスのほうが優先されるべきだというのは、論議として成り立たないと私は思います。

以上、賛成討論でした。

○議長（大金 清） そのほか、反対討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 財産の取得については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金 清） 起立多数と認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 日程第13、議案第7号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第7号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、スクールバス更新に伴う財産の取得であります。

取得財産は、スクールバス29人乗り1台であります。

契約の方法は、指名競争入札により実施いたしました。

その結果、有限会社ヌヴォラーリが落札し、901万6,070円で購入するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長補佐（熊田則昭） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料の入札経過書をご覧ください。

物品名は、スクールバス29人乗り1台で、馬頭中学校に配置するものであります。

指名競争入札により、3社を指名し、4月24日に入札を実施いたしました。

開札の結果は記載のとおりであり、最低入札者の有限会社ヌヴォラーリを落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定は1,045万円であり、落札率は85.89%でした。

仮契約につきましては、4月28日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札金額816万円、消費税相当額81万6,000円、自動車重量税、自賠責保険料などの法定費用等4万70円を加えた、計901万6,070円が契約書記載金額となります。

契約の相手方は、栃木県那須郡那珂川町三輪504番地1、有限会社ヌヴォラーリ、代表取締役星 忠です。

納入期限は、令和9年3月19日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 日程第14、議案第8号 馬頭公園展望施設新築工事請負契約の締結につ

いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第8号 馬頭公園展望施設新築工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、5月1日に開札を行いました。その結果、最低入札者の鈴木建設株式会社が7,200万円で落札いたしました。

次に、工事の内容であります。本工事は馬頭公園再整備実施計画に基づき、展望施設の新築及び既設展望台、あずまやの解体を実施するものです。

地方自治法第96条第1項第5号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金 清） 建設課長。

○建設課長（藤田寿彦） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第8号をご覧ください。

契約の締結内容は、契約の目的、馬頭公園展望施設新築工事、契約の方法、一般競争入札、契約金額、7,920万円、契約の相手方、栃木県那須郡那珂川町富山178番地、鈴木建設株式会社、代表取締役鈴木雅仁です。

次に、参考資料の入札経過書をご覧ください。

入札の経過ですが、4月9日に低入札価格調査制度対象工事として入札公告を行い、4月17日を締切日として入札参加申請を受け付けました。

その後、4月30日を提出期限として、電子入札方式により入札を実施し、5月1日に開札を行いました。

入札結果は、入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者となった鈴木建設株式会社を落札候補者として資格書類の審査を行い、5月11日に落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は7,338万円であり、落札率は98.12%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に5月20日に締結いたしました。

次のページに移ります。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札金額7,200万円に、消費税相当額720万円を加えた7,920万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は那須郡那珂川町馬頭地内です。

工事概要は、展望施設新築、鉄骨造2階建て、建築面積68.36平方メートル、延床面積40.61平方メートル、最高の高さ8.80メートル。既設展望台、あずまや解体1式を行うものです。

工期は、着手日を議会の議決の日から3日を経過した日とし、完成日を令和9年2月26日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 馬頭公園展望施設新築工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大金 清） 以上で本日の議事日程を全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11時47分